

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3187724号
(U3187724)

(45) 発行日 平成25年12月12日 (2013. 12. 12)

(24) 登録日 平成25年11月20日 (2013. 11. 20)

(51) Int. Cl. F 1
A 4 7 G 1/06 (2006.01) A 4 7 G 1/06 A

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2013-5609 (U2013-5609)
 (22) 出願日 平成25年9月27日 (2013. 9. 27)

(73) 実用新案権者 513244498
 ▲高▼岡 ひとみ
 大阪府門真市舟田町29-26-101
 (74) 代理人 100162031
 弁理士 長田 豊彦
 (74) 代理人 100175721
 弁理士 高木 秀文
 (72) 考案者 ▲高▼岡 ひとみ
 大阪府門真市舟田町29-26-101

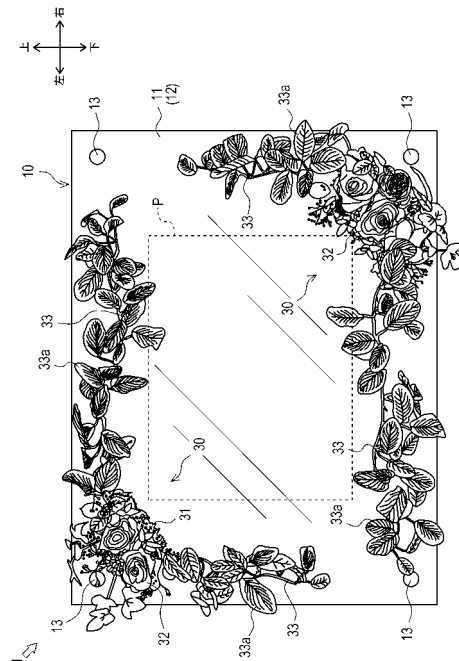
(54) 【考案の名称】 額縁

(57) 【要約】

【課題】写真や絵画等のシート状物と共に草花が飾られることで、斬新な美観を有する額縁を提供する。

【解決手段】シート状物Pを前方から視認可能な状態で保持することが可能な本体10と、本体10の前面に固定されるフローラルフォームと、フローラルフォームによって保持される草花30と、を具備した。また、草花30は、フローラルフォームから本体10の前面に沿うように延設され、延設された側の端部近傍を本体10の前面に固定した。また、草花30としては、プリザーブド加工が施されているものを使用した。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

シート状物を前方から視認可能な状態で保持することが可能な本体と、前記本体の前面に固定される草花保持部材と、前記草花保持部材によって保持される草花と、を具備する額縁。

【請求項 2】

前記草花は、前記草花保持部材から前記本体の前面に沿うように延設され、延設された側の端部近傍を前記本体の前面に固定される、請求項 1 に記載の額縁。

10

【請求項 3】

前記草花にはブリザーブド加工が施されている、請求項 1 又は請求項 2 に記載の額縁。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、額縁の技術に関し、より詳細には草花によって装飾が施された額縁の技術に関する。

【背景技術】

20

【0002】

従来、草花によって装飾が施された額縁の技術は公知となっている。例えば、特許文献 1 に記載の如くである。

【0003】

特許文献 1 に記載の技術は、中央部に窓部が形成された本体（マット材）と、本体の背面側の窓部下方に配置された草花保持部材（花差し部）と、を具備するものである。このような額縁において、草花の下部を草花保持部材によって保持すると共に、当該草花の上部を窓部から前方に現出させる。このように構成することによって、額縁本体の中央部に草花を飾りつけることができる。

【0004】

30

しかしながら、特許文献 1 に記載の額縁は草花を飾るためのものであって、写真や絵画等を飾ることが出来ない点で不利であった。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献 1】実開平 7 - 9 1 7 1 号公報

【考案の概要】**【考案が解決しようとする課題】****【0006】**

本考案は以上の如き状況に鑑みてなされたものであり、その解決しようとする課題は、写真や絵画等のシート状物と共に草花が飾られることで、斬新な美観を有する額縁を提供することである。

40

【課題を解決するための手段】**【0007】**

本考案の解決しようとする課題は以上の如くであり、次にこの課題を解決するための手段を説明する。

【0008】

即ち、請求項 1 においては、シート状物を前方から視認可能な状態で保持することが可能な本体と、前記本体の前面に固定される草花保持部材と、前記草花保持部材によって保持される草花と、を具備するものである。

50

【 0 0 0 9 】

請求項 2 においては、前記草花は、前記草花保持部材から前記本体の前面に沿うように延設され、延設された側の端部近傍を前記本体の前面に固定されるものである。

【 0 0 1 0 】

請求項 3 においては、前記草花にはブリザーブド加工が施されているものである。

【 考案の効果 】

【 0 0 1 1 】

本考案の効果として、以下に示すような効果を奏する

【 0 0 1 2 】

請求項 1 においては、写真や絵画等のシート状物と共に草花が飾られることで、斬新な美観が得られる。 10

【 0 0 1 3 】

請求項 2 においては、本体の前面の広い範囲に草花を配置することができる。また、当該草花の固定箇所が少ないため、当該草花を容易に取り外すことができる。

【 0 0 1 4 】

請求項 3 においては、草花の劣化を抑制することができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 5 】

【 図 1 】 本考案の一実施形態に係る額縁の全体的な構成を示した正面図。

【 図 2 】 草花を取り付ける前の状態の額縁の正面図。 20

【 図 3 】 同じく、分解斜視図。

【 図 4 】 額縁の側面概略図。

【 考案を実施するための形態 】

【 0 0 1 6 】

以下では、図 1 から図 4 までを用いて、本考案の一実施形態に係る額縁 1 の構成について説明する。額縁 1 は、写真、絵画、ポスター等のシート状の物（以下、単に「シート状物 P」（図 3 参照）と記す）を視認可能に保持するものである。額縁 1 は、主として本体 10、フローラルフォーム 20 及び草花 30 を具備する。

【 0 0 1 7 】

図 2 及び図 3 に示す本体 10 は、額縁 1 の主たる構造体となるものであり、シート状物 P を保持するものである。本体 10 は、主として第一透明板 11、第二透明板 12 及びビス 13 を具備する。 30

【 0 0 1 8 】

第一透明板 11 及び第二透明板 12 は、正面視長形状の板材である。第一透明板 11 及び第二透明板 12 は、透過性を有するアクリル等の樹脂によって形成される。第一透明板 11 及び第二透明板 12 は、正面視において同一形状となるように形成され、第一透明板 11 の背後に第二透明板 12 が配置される。

【 0 0 1 9 】

ビス 13 は、第一透明板 11 と第二透明板 12 とを固定するものである。ビス 13 は、第一透明板 11 の四隅と第二透明板 12 の四隅とを締結する。この際、当該第一透明板 11 と第二透明板 12 との間にシート状物 P を挟みこむことで、当該シート状物 P を保持することができる。第一透明板 11 は透過性を有する（透明である）ため、当該第一透明板 11 を透して前方からシート状物 P を視認することができる。 40

【 0 0 2 0 】

図 2 及び図 3 に示すフローラルフォーム 20 は、本考案に係る草花保持部材の一実施形態であり、草花を保持するためのものである。フローラルフォーム 20 は、草花を挿すことで保持することが可能な生花用の給水スポンジである。フローラルフォーム 20 は、略直角三角形の底面（前面及び後面）を有する角柱（三角柱）状に形成される。フローラルフォーム 20 の後面は、第一透明板 11 の左上隅近傍及び右下隅近傍に、それぞれ接着剤を用いて接着（固定）される。この際、正面視において、当該フローラルフォーム 20 の 50

底面の斜辺が第一透明板 1 1 の中央を向くように配置される (図 2 参照) 。

【 0 0 2 1 】

このように、正面視においてフローラルフォーム 2 0 の斜辺が第一透明板 1 1 (本体 1 0) の中央を向くように配置することで、当該第一透明板 1 1 の中央部分のスペースを広く確保することができる。これによって、後述する草花 3 0 を保持するためのフローラルフォーム 2 0 の体積を確保しながらも、写真等のシート状物 P が配置されるスペースを広く確保することができる。

【 0 0 2 2 】

図 1 及び図 4 に示す草花 3 0 は、本体 1 0 を装飾するためのものである。草花 3 0 は、主として苔 3 1、花 3 2 及びつる 3 3 を具備する。

なお、草花 3 0 は、プリザーブド加工 (脱水及び脱色された後に、着色及び乾燥される加工) が施された、いわゆるプリザーブドフラワーである。これによって、草花 3 0 には水を与える必要がなく、また当該草花 3 0 の劣化を抑制することができる。

【 0 0 2 3 】

苔 3 1 は、フローラルフォーム 2 0 の表面に接着剤を用いて接着される。これによって、フローラルフォーム 2 0 を苔 3 1 で覆い隠すことができる。

【 0 0 2 4 】

花 3 2 は、フローラルフォーム 2 0 に挿し込まれることで、当該フローラルフォーム 2 0 に固定される。花 3 2 は、主にフローラルフォーム 2 0 の前面に挿し込まれる。

【 0 0 2 5 】

つる 3 3 は、その中途部に複数の葉 3 3 a を有する。つる 3 3 は、その一端をフローラルフォーム 2 0 に挿し込まれることで、当該フローラルフォーム 2 0 に固定される。つる 3 3 の一端は、主にフローラルフォーム 2 0 の側面に挿し込まれる。

【 0 0 2 6 】

つる 3 3 の他端は、第一透明板 1 1 の前面に沿うように延設される。具体的には、左上隅のフローラルフォーム 2 0 に固定されたつる 3 3 の他端は、当該フローラルフォーム 2 0 から右方及び下方に向かってそれぞれ延設される。また、右下隅のフローラルフォーム 2 0 に固定されたつる 3 3 の他端は、当該フローラルフォーム 2 0 から左方及び上方に向かってそれぞれ延設される。

【 0 0 2 7 】

図 4 に示すように、つる 3 3 (例えば、右下隅のフローラルフォーム 2 0 から上方に向かって延設されたつる 3 3) の他端部 (上端部) 近傍の部分 (以下、単に「接着部 G」と記す) は、第一透明板 1 1 の前面に接着剤を用いて接着される。他のつる 3 3 の他端部近傍も同様に、第一透明板 1 1 の前面に接着剤を用いて接着される。

【 0 0 2 8 】

このようにつる 3 3 を固定することによって、当該つる 3 3 及び葉 3 3 a によって本体 1 0 を略長形状に縁取ることができる (図 1 参照) 。このように構成された額縁 1 の中央部に写真や絵画等 (シート状物 P) を挟み込むことで、当該写真等を草花 3 0 で囲むようにして飾り付けることができる。

【 0 0 2 9 】

また、このように構成された額縁 1 において草花 3 0 を取り替えたい場合には、本体 1 0 に接着された部分、すなわちフローラルフォーム 2 0 の接着面 (後面) 及びつる 3 3 の接着部 G (他端部近傍) を第一透明板 1 1 から剥がす。この際、本体 1 0 に接着されているのはフローラルフォーム 2 0 の接着面 (後面) 及びつる 3 3 の接着部 G のみである (接着部分が少ない) ため、当該剥がす作業を容易に行うことができる。その後、新たなフローラルフォーム 2 0 及び草花 3 0 を本体 1 0 に固定することで、異なる美観を有する額縁 1 が得られる。

【 0 0 3 0 】

以上の如く、本実施形態に係る額縁 1 は、シート状物 P を前方から視認可能な状態で保持することが可能な本体 1 0 と、本体 1 0 の前面に固定されるフローラルフォーム 2 0 (

10

20

30

40

50

草花保持部材)と、フローラルフォーム20によって保持される草花30と、を具備するものである。

このように構成することによって、写真や絵画等のシート状物Pと共に草花30が飾られることで、斬新な美観が得られる。

【0031】

また、草花30は、フローラルフォーム20から本体10の前面に沿うように延設され、延設された側の端部近傍(接着部G)を本体10の前面に固定されるものである。

このように構成することによって、本体10の前面の広い範囲に草花30を配置することができる。また、当該草花30の固定箇所が少ないため、当該草花30を容易に取り外すことができる。

【0032】

また、草花30にはプリザーブド加工が施されているものである。

このように構成することによって、草花30の劣化を抑制することができる。

【0033】

なお、本考案に係る本体の構成は、本実施形態に係る本体10に限るものではない。

例えば、本体は正面視長形状でなくても良く、任意の形状(その他の多角形や円形等)とすることができる。

また、通常、写真等は正面から見るため、本体の背面(本実施形態においては、第二透明板12)は透明でなくても良い。

また、本体には、通常、額縁と同様に、木製の枠や表面加工等で予め縁取りがなされていて良い。

また、本体には、壁等に掛けるための紐や、立てた状態で飾るためのスタンドを設けても良い。

【0034】

また、本考案に係る草花保持部材の構成は、本実施形態に係るフローラルフォーム20に限るものではない。

例えば、草花保持部材は正面視三角形状でなくても良く、任意の形状(その他の多角形や円形等)とすることができる。

また、草花保持部材は任意の位置に配置(固定)することができる。

また、草花保持部材は2つ設ける構成に限るものではなく、1つや3つ以上設けても良い。

【0035】

また、本考案に係る草花の構成は、本実施形態に係る草花30に限るものではない。

例えば、花や苔等の種類は任意に選択することができる。

また、草花は任意の位置(形状)に配置することができる。

また、草花を本体に接着する部分は端部近傍の1箇所に限るものではなく、つるが長い場合等には2箇所以上接着しても良い。但し、後に草花を取り外す場合もあるため、接着する箇所は少ない方が望ましい。

また、草花はプリザーブド加工されたもの(プリザーブドフラワー)だけでなく、造花や生花を用いることも可能である。

【符号の説明】

【0036】

- 1 額縁
- 10 本体
- 20 フローラルフォーム(草花保持部材)
- 30 草花

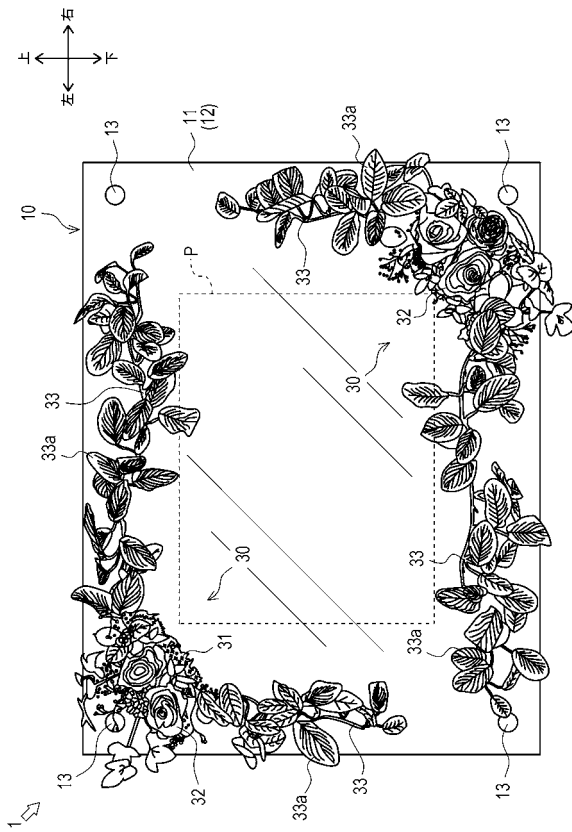
10

20

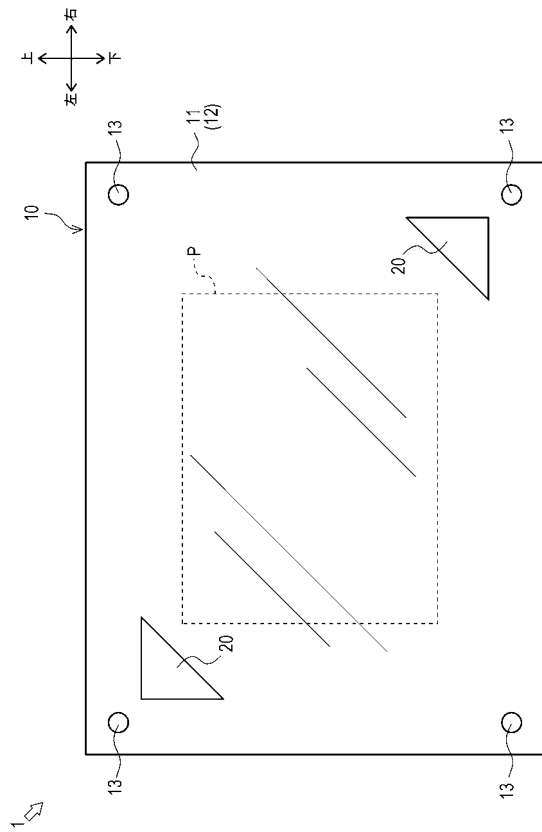
30

40

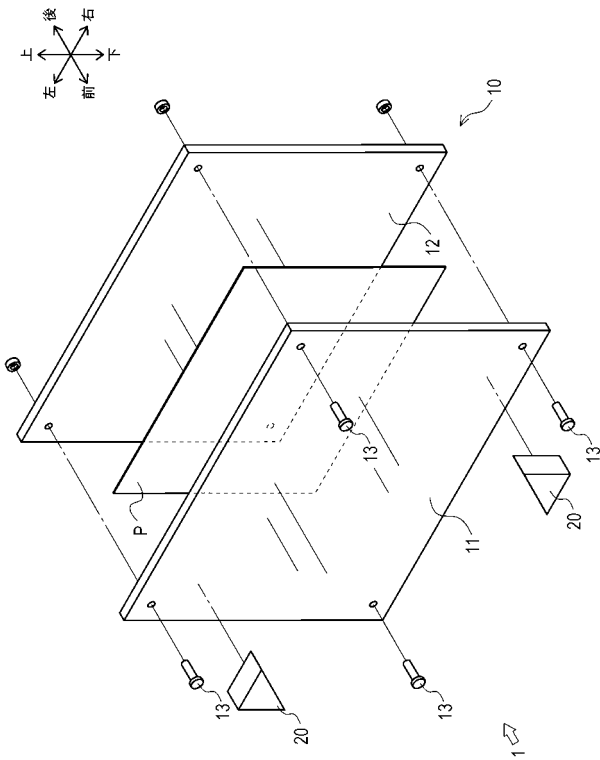
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】

